

役員利益相反防止のための自己申告等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人コンパスナビ(以下「当法人」という)の倫理規程第 6 条第 3 項に規定する役員「利益相反に該当する事項」についての自己申告に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 この規程は、当法人の役員に対して適用する。

(自己申告)

第 3 条 役員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たに当法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること(以下「兼職等」という)となる場合には、事前に代表理事に書面で申告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、当法人と役員との利益が相反する可能性がある場合(当法人と業務上の関係にある他の団体等に役員が関係する(兼職等を除く)ことによつてかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない)に関しても前項と同様とする。

3 役員は、原則として、別紙に掲げる行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に代表理事に書面で申告するものとする。

4 理事である代表理事が前各項及び次条の規定に基づく申告を行う場合には、これを業務執行理事(代表理事が業務執行理事である場合には、代表理事)に対して行うものとする。

(定期申告)

第 4 条 役員は、事業年度の最初の理事会に、当該役員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について代表理事に書面で申告するものとする。

(申告後の対応)

第 5 条 前 2 条の規定に基づく申告を受けた代表理事は、事務局と連携して申告内容の確認を徹底した上、申告を行った者が理事である場合には業務執行理事(但し、申告を行った者が業務執行理事である場合又は代表理事が業務執行理事である場合にあってはそれ以外の理事)と、監事である場合には他の監事とそれぞれ協議の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、当法人との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置(以下「適正化等措置」という)

を求めるものとする。

- 2 前項にかかわらず、第 3 条第 4 項に規定する場合、申告を受けた代表理事又は業務執行理事は、事務局と連携して申告内容の確認を徹底した上、必要に応じ、速やかに適正化等措置を求めるものとする。

(申告内容及び申告書面の管理)

第 6 条 第 3 条又は第 4 条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、事務局にて管理するものとする。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、監事の同意及び理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。(令和 3 年 7 月 28 日理事会議決)

別紙

(1)この法人が行う助成事業等の申請団体又はこれらの団体になり得る団体等(以下「資金分配団体等」という)の役員又はこれに準ずるものに就くこと。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

(2) この法人が行う助成事業等の申請団体又はその役員若しくはこれに準ずるもの若しくは従業員(以下「助成事業等の申請団体等役職員」という。)から金銭、物品又は不動産の贈与(せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとして提供される場合を含む)を受けること。ただし、助成事業等の申請団体又は助成事業等の申請団体等役職員から、これらの者の負担の有無にかかわらず、物品若しくは不動産を購入した若しくは貸与を受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価が無償又は著しく低いときは、相当な対価の額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

(3) 助成事業等の申請団体等又は助成事業等の申請団体等役職員から金銭の貸付け(業として行われる金銭の貸付けは、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る)を受けること。

(4) 助成事業等の申請団体等又は助成事業等の申請団体等役職員から未公開株式を譲り受けること。

(5) 助成事業等の申請団体等又は助成事業等の申請団体等役職員から供給接待を受けること。

(6) 助成事業等の申請団体等又は助成事業等の申請団体等役職員をして、第三者に対し前2号から5号に掲げる行為をさせること。

以上